

ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループの設置について（案）

（令和3年3月23日 食品安全委員会決定）

1 ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ設置の趣旨

平成31年2月1日に発効した経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU・EPA」という。）では、日本及び欧州連合が相手国・地域でワインに使用されている主要な添加物（以下「日EU・EPA関連添加物」という。）の指定に向けた手続きを行う等を規定している。

令和元年10月以降、厚生労働省が食品安全委員会に意見を求めてきた日EU・EPA関連添加物に係る食品健康影響評価については、添加物専門調査会において調査審議を行ってきたところである。

日EU・EPA関連添加物は、使用対象がぶどう酒に限定されており、したがって使用方法、摂取する者及び摂取量が限定されるという特性を有していることから、当該添加物に関連する分野の専門委員の参加を得て調査審議をより効率的に行うため、食品安全委員会に「ぶどう酒の製造に用いる添加物に関するワーキンググループ」（以下「WG」という。）を設置することとする。

これに伴い、添加物専門調査会においては、WGの所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WGは、日EU・EPA関連添加物のうち、日EU・EPA附属書2-E第1編第D節に掲げられるものの食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WGは、専門委員により構成し、そのWGに属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WGに座長を置き、WGに属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WGの事務を掌理する。
- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名

- ③ 議題となった事項
- ④ 審議経過
- ⑤ 審議結果

- (6) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (7) 委員は、WGに出席することができる。
- (8) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (9) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、自由な発言が制限され公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (10) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

令和3年4月1日から施行する。

6 期限

令和5年度末までに食品健康影響評価を完了し、WGを廃止する。